

富加町監査委員告示第1号

富加町職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、令和3年7月28日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和3年9月30日

富加町監査委員 高垣 昌司

同 福田 定道

(別紙)

富加町職員措置請求書の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

渡邊 哲宏（富加町高畑6 1 6 番地1）

2 請求書の提出日

令和3年7月28日

3 請求の要旨（提出された原文のまま）

(1) 請求対象者 富加町長

(2) 行 為 平成30年度～令和2年度の公金支出のうちの筆耕翻訳料からの必勝看板費（為書き）
合計45件146,580円の支出行為

(3) 理 由 寄贈先が町長の恣意的判断に基づいており公金支出は不当である。

(4) 損 害 本来、個人で負担すべきものであり、(2)に記載の金員は町に損害を与えている。

(5) 措 置 町に返還すべきものとする。
※法第242条第2項のワンイヤールールは承知しています。
※当該支出は平成29年度までは「町長交際費」として公開

4 請求の審査

要件審査の結果、本件請求は、令和2年度に係る請求分（令和2年7月28日以降：7件（候補者）23,100円）について、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月28日受理し監査することを決定した。

なお、平成30年度及び令和元年度分（38件（候補者）：123,480円）は、同法第242条第2項の規定を満たしておらず、監査対象外（不受理）とした。不受理については、同項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。請求の対象となる行為は、す

で1年の請求期間を経過しており、また秘密裏にされたものではなく、富加町情報公開条例（平成12年条例第1号）により、住民は相当な注意力をもって調査すれば知りうる事ができたものであり、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められないと判断し決定した。

■支出の状況（監査対象）

No.	債権者（支出先）	摘要（寄贈先）	金額（円）	支出日
1	(株)O	K候補、M候補、N候補	9,900	令和2年11月13日
2	(株)O	F候補	3,300	令和2年12月10日
3	(株)O	I候補	3,300	令和3年2月19日
4	(株)O	S候補 A候補	6,600	令和3年3月9日
計		7件（候補者）	23,100	

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和2年11月13日から令和3年3月9日までの間の筆耕翻訳料からの為書きに係る支出が違法・不当な公金の支出に当たるかを監査対象事項とした。

2 監査対象関係課

総務課行政係について監査を実施した。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して法第242条第7項の規定により、令和3年9月22日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたが、欠席（都合）であり新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

1 監査対象関係課の事情聴取等

総務課行政係からの事情聴取、関係資料の調査及び関連する事項を含めて、次の事項を確認した。

- (1) 為書きに係る支出は、平成29年度までは町長交際費から支出され、平成30年度からは筆耕翻訳料からの支出であった。為書きについては、役務の提供である筆耕翻訳料からの支出に変更したことによるものであった。

(2) 筆耕翻訳料とは、地方自治法施行規則第15条第2項に定める筆耕、翻訳、及び速記料等であり、その科目からの支出に違法性はない。

(3) 7件（候補者）の為書き（計23,100円）は、町長の判断により、現職の首長への寄贈であった。また、為書きは1件あたり3,300円（税込み）により作製され、債権者への支払いがなされた。

2 監査委員の判断

為書きは、他の行政機関の候補者への公職選挙時における看板（激励の意を込めて贈るポスター）であり、その寄贈対象範囲や作製費（支出額）には規定がない。各候補者への為書きの寄贈の決定は、最終的には町長の判断及び決裁により行われているが、7件（候補者）は全て現職の首長への寄贈であった。

監査対象とした本件7件（候補者）の為書きの寄贈は、現職という実績がある候補者に対して行っているものであり、町政との関わりから、対外的な渉外を行う過程においての相手方との友好、信頼関係の構築を図る意図があり、客観的な基準もさることながら、その金額も僅少で社会通念上相当の儀礼的な範囲を逸脱しているものとは言い難い。

なお、町長の行為（判断）が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準を示している。

- (1) 町長の行為が特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

3 結論

監査対象とした本件請求7件については、請求人の「寄贈先が町長の恣意的判断に基づいており公金支出が不当である」という主張には、請求に理由がないと判断し、これを棄却する。

なお、監査対象外（不受理）とした38件については、これを却下する。